

新公審査答申（個）第48号
令和5年9月14日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和5年3月17日付け、新行経第553号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年10月14日付け新人第994号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年9月30日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、令和3年9月30日までに実施機関が公文書を間違え、補正をしないで手続きを進め対応した事がわかるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年10月14日、実施機関は、本件請求保有個人情報について、令和3年9月30までにおける審査請求人への対応記録と特定し、本件請求の公文書は作成していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年10月27日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和5年3月17日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。